



ITU-T SG3会合（2025年4月）報告

KDDI株式会社 先端技術企画本部 **ほんどう えりこ**
本堂 恵利子



1. SG3概要

ITU-T SG3は、T（標準化）セクターにあるSGの1つで「料金及び会計原則並びに国際電気通信・ICTの経済及び政策課題」を扱う。2024年10月に開催されたWTSA-24後、初回の会合が2025年4月8-17日の日程で、ジュネーブ（リモートアクセス併用）で開催された。2025-2028研究期の議長・副議長がWTSA-24で新たに任命され、本稿筆者であるKDDIの本堂がSG副議長並びにWP1議長を今期も務めている。出席は57か国から153名で、日本からは総務省料金サービス課、NTTドコモ、IIJ、KDDIが参加した。

2. SG構成の更新

SG3は今期エジプトからの議長（Ahmed Said氏）が再任となり、Working Party（WP）構成及び課題の割り当ては、前会期のものを基本としている。今期の更新内容のうち、課題については、国際移動体ローミング課題（Question7）がWP1に移動している。WP1は、前会期は旧課題1と2が統合された新課題1のみを扱ってきたがこれで課題が2つとなった。また、各WPの議長・副議長については、前会期からの空きポストを埋める形で、SG副議長を中心に地域バランスを考慮し、調整が行われた。表1の内容が初日プレナリーにて図られ、問題なく合意された。

併せて、ラポータ、アソシエートラポータ、その他の役割の任命案も共有され、最終日のプレナリーにてすべての役割の任命が完了した。この中で日本からは、NTTドコ

モの大槻氏が課題12（Mobile Financial Services）のラポータに今期も就任している。（表2、課題と課題ごとのラポータのみ掲載）

■表2. 今期の課題とラポータ

Q	課題のキーワード (正式課題名は、SG3のページを参照のこと)	ラポータ
1	事業者間精算	モザンビーク
3	サービス経済・政策	ガーナ
6	国際インターネット接続	中国
7	国際移動体ローミング	トーゴ
8	代替え通話手段等	ザンビア
9	OTT	ジンバブエ
10	市場定義、Significant Market Power	ブラジル
11	ビッグデータ・デジタルアイデンティティ	インド
12	モバイルファイナンスサービス	日本（NTTドコモ 大槻氏）

・ Question2, 4, 5は空席

3. 地域会合の活動

SG3にはアフリカ（AFR）、ラテンアメリカとカリブ（LAC）、アジアとオセアニア（AO）、アラブ（ARB）、欧州と地中海域（EURM）、東ヨーロッパと中央アジアとトランスコーカサス（EECAT）という括りで地域会合が設定されており、それぞれ年1回ペースで地域に特化した課題やSG3への寄書提出が検討されている。

前回2024年7月のSG3以降、AFR、LAC、AO、ARBの4つの地域の会合が開催され、今回のSGでレポートが共有された。各地域会合からの今回のSGへの寄書提出は、表3のようにになっている。アフリカ地域は引き続き積極的な状況である。

■表1. 2025-2028期の体制

	WP番号	役割	扱う課題 (Question)	WP議長	WP副議長	
SG議長 エジプト (規制官庁、再任)	1	課金、会計/精算メカニズム	Q1, Q7	日本（本堂） (KDDI、再)	ブラジル (通信庁、新)	コートジボワール (通信庁、新)
	2	ICTサービスの提供、費用に関する経済、政策的要因	Q3, Q8, Q12	ジンバブエ (通信庁、新)	インド (通信庁、新)	ヨルダン (規制官庁、新)
	3	ICTサービスの実現要素に関する経済、政策的要因	Q6, Q11	セネガル (SONATEL、再)	中国 (China Telecom、新)	サウジアラビア (通信庁、新)
	4	移動通信、競争、コンバージェンスの規制側面に関する経済、政策的要因	Q9, Q10	UAE (規制官庁、新)	ガーナ (通信庁、再)	パラグアイ (通信庁、新)

・ 上記以外のSG副議長は、米国（FCC、新）、ウズベキスタン（通信庁、新）
・ WP2及び3議長、WP3副議長のサウジアラビア、WP4副議長のパラグアイは、SG副議長ではない。地域/バランスが考慮されている



■表3. 地域会合での検討の基、SGに提出された寄書

地域会合名	SG3への 寄書件数	課題番号 (課題名後の数字は、寄書件数)
AFR	12	Q1(1), Q3(2), Q6(5), Q9(2), Q10(1), Q12(1)
LAC	2	Q9, Q10
AO	0	-
ARB	1	Q10
EURM	-	-
EECAT	-	-

・ EURMとEECATは、開催なし

4. コストモデルに関するフォーカスグループ研究進捗状況

2023年3月にSG3を親として設立されたフォーカスグループ (Cost Model for Affordable Data Services (FG-CostingData, FG-CD)) の活動進捗状況が共有された。このフォーカスグループは、アフォordableなデータサービス提供のための研究やベストプラクティスの共有を目的としたプラットフォームで、2025年10月まで活動を継続し、成果文書を作成する。SG3の今期からの副議長の一人名であるインドのSathish Kumar氏が、同FGではエディターを務めていることから、活動の進捗状況に加え、SG3参加者によるテクニカルレポート草案へのコメント依頼と、11月のSGへの文書共有の予定等について説明があった。直近では、オンライン会合が2025年6月に予定されているとの情報が共有された。

5. 勧告D.265, D.1141の採択

前回会合で文言に合意し、郵便投票 (Circular) にて各国に照会を行っていた表記2つの勧告については、以下に示す国々からコメントがあり、WPレベルで文言を再検討する必要性が生じた。米国のコメントは、いずれの勧告についても承認をしない方針の表明で、最終日のプレナリーでもこの方針を貫いた。2つの勧告には米国が留保する旨記載されている。

1) 各国のコメントの解消

上記2つの勧告に関する郵便投票でコメントを返したのは、中国 (D.265及びD.1141)、トルコ (D.1141)、米国 (D.265及びD.1141) であった。このうち、D.265 (Principles for tariff regulation of data services) については、用語等の考え方について再度意識を合わせる必要があるコメントがあり、WP外のオフラインでの調整に、日本 (ドコモ、KDDI) も英国とともに積極協力を行った。D.1141 (Policy framework and principles for data protection in the context of big data related to telecommunication/infor-

mation and communication technology services) に対する中国のコメントはエディトリアルなもので、ほぼそのまま勧告最終版に反映された。

2) 米国の方針

米国の両勧告に対する留保の理由は、いずれの勧告もSG3の扱うべきスコープを超え、national matterを扱っているため、とある。

近年、SG3で扱う課題のワークアイテムは、通信を渡しあう二者双方の共通の問題を解決するためというよりは、一方の側が自分たちの抱えている問題をITU-T勧告等の文書を作ることで解消・解決もしくは現象等の軟化を図る目的で提案を行い、もう片方の側がそれはnational matterなのでITU-Tで扱うことは不適切であると話をしても、理解の一致に至らないまま、研究開始となることがある。そのビジネス等の展開の仕組みが複雑化していることが原因の1つと思われるが、議場においては、提案当初合意に至らない場合、提案元に対してまずは解決したい事柄の詳細を文書で再提出してもらい、その流れのまま、研究を進捗させるという議論構造があったように思う。

SG3で、良い勧告等の文書を作ることができれば、非常に魅力的なITUによる文書として、国際交渉、加えて自国の方針策定に活用することができると考え、その効果を狙うところが、積極的な提案や文書入力を行っている。今回の会合で、OTT課題での新しい勧告作成の提案が注目を集めたが (内容は8項に記載する)、ここに記載したような議論構造を思い出させる展開となり、米国の留保はその今回のSGでの議論の結果に少なからず影響を与えていたように思う。

6. 勧告D.1142に合意 (IoT関連)

表記勧告は、前研究期に引き続き検討が行われ、今回のSGで文言が確定した。現在、各国宛での郵便投票が回付されている。SG3で作成する勧告はすべてTAP (Traditional Approval Process) を経る。採択は11月7日のSG3のプレナリーで行われることが予定されている。同勧告の簡単な概要を表4に記載する。

7. 勧告D.50 (国際インターネット接続) 補遺文書3に合意

表記勧告は、採択当初の2000年11月以降、2011年までに2回の改訂を実施し、勧告本文は、各国の主権と二者間による商業的協定が重視されるものになっている。2013年

■表4. 勧告D.1142

タイトル	エディター	概要（勧告する内容）
Guidelines on economic and policy aspects of Internet of Things (IoT)	インド	● Competition on IoT ecosystems ・市場参入の促進 ・規制・競争に関わる環境整備 ・IoT事業者と通信設備事業者の間の協力 ● Access to Infrastructure ・多様なプレイヤーが、技術的公平性及び中立性の基にサービス提供できるような、設備へのアクセスポリシーを展開すること ● Interoperability ・IoTプラットフォーム及びサービスの相互接続性の推進 ・その他国間の規制的協力 ● Consumer Aspects ・消費者へのサービス提供に関わる十分な情報提供 ・消費者データ収集の透明性

5月以降は補遺文書（勧告本文とは異なり、情報レベル）の追加のみ実施している。今回合意した補遺文書3は、補遺文書1（トラフィック測定オプション）、補遺文書2（コスト削減）に加えて、アフリカでのコスト削減プロジェクト事例について掲載されている。

8. OTT課題に関わる議論

SG3では、2013–2016研究期よりOTTに関する課題を扱い、現在までに3件の勧告を作成している（D.262, D.1101, D.1102）。ここでいうOTTとは、公衆インターネットを介してアクセス及び配信されるアプリケーションもしくはアプリを使い、従来の国際通信サービスの技術的/機能的な代替となる可能性があるサービスを提供する事業者を指す。上記勧告の策定過程の議論では、OTTとの良好な関係づくりのための、環境改善、規制の在り方等について最初に勧告化されたD.262以降も、更なる環境改善を求める途上諸国からの寄書を基に審議が継続して行われている。現在では、通信事業者による通信ネットワーク拡張に関わる何らかのコストをOTTに負担してもらうための内容を含む勧告作成が検討されている。

1) 新ワークアイテム提案

前回のSGに、アフリカ諸国から、上記の検討中のものに加えて、もう1つOTTに関するワークアイテム設定の提案があり、今回その立ち上げ是非について議論が行われた。今回のSGに新しい寄書が提出され、その内容は、OTTの市場参入による国の経済や通信業界の発展を認識しつつも、それをローカル経済における、持続可能な投資、デジタルインフラ、顧客保護等へ貢献させる動機付けメカニズムを掲載した勧告を作成したいというものであった。

新アイテム立ち上げ是非の議論は平行線をたどった。米国は、OTT課題に関する寄書を提出し、その中には、OTT

課題に関する包括的な方針として、米国企業の運営・成長・競争環境に悪影響を与える結果については反対することが書かれてある。また、同課題には、テクニカルレポート作成のアイテムがあり、まずそれを仕上げた上で勧告作成となるべきであり、加えて、現在コスト負担に関わる勧告の内容を検討中であるところ、新たなアイテムを設けることでリソースが分散され非効率になることを主な理由に、立ち上げ反対を表明していた。その上で米国は、途上国の提案をある程度くみ取り、既存の勧告等に新アイテムで勧告したい内容を盛り込んでいくことを折に触れて示唆していた。

WP4での議場並びにオフラインでの調整が行われたにもかかわらず、新アイテム提案元は妥協案に耳を貸さなかった。コンセンサスが見つからないように思われる中、WP議長は、多くの国の支持があった、と本アイテムの立ち上げを決断した。

これに対し、日本・米国を含む8か国が、明確なコンセンサスがないままのワークアイテム立ち上げを問題視するステイトメントをWP4の議事録に残すように要望した。

その後、SG議長がオフラインの協議を継続し、現在作成中の勧告案に新アイテムにある提案の内容を盛り込む、という妥協案で采配を行った。最終的に、これに新ワークアイテム提案側も妥協した。上記のステイトメントはWP4の議事録に残したまま、最終的な結果はSG Plenaryのレポートに掲載されている。

米国が今回のSGで採択予定だった勧告2つ（上記5項に掲載）に対して、留保の方針を表明していたことは、この議論の結果を想定してのことかどうか、定かではない。しかし、米国は、現在検討中のOTTに関する新勧告提案の過去の審議の際も、コンセンサスなしの研究開始という点は問題であると、ステイトメントを出している。米国は、政権交代が影響し国際機関への関与低下がいくつか報道さ



れているが、もし関係する内外の状況から、今後SG3に対しても米国がその貢献を薄めた場合、各種の審議におけるバランスに多大な影響があることは間違いないであろう。

2) 用語定義のためのSG2とのジョイント会合

SG3で上記のようにOTT関連の議論がいまだ熱い中、OTTという用語の定義は、各国主権による、とされている。(詳細は、勧告D.262参照のこと) このことが、前研究期最終会合で合意したOTTバイパスのテクニカルレポートの検討で顕在化したため、関連課題を持つSG2と共同で、OTT及びOTTバイパスの用語定義を検討するオンラインの会議が、2025年6月末に開催された。

9. 衛星通信サービス関連の研究

衛星を使った通信についてITUの上位の会合でも議論される中、SG3でも取組みが必要との意見の基、2つのワークアイテムが設定されている。1つは、衛星事業者がエンドユーザに直接サービスを提供する際の経済的政策的事柄につ

いて勧告を作成することを目途としたもの、もう1つは、衛星を使ったインターネット接続サービスのコストモデルに関するテクニカルレポート作成を目途としたものである。いずれの提案もITU-Rとの連携について、アイテム作成前もしくは後のいずれの時点でリエゾンを出すべきかの意見が分かれたが、中身についての議論は今後進捗していくこととなる。OTT課題の次に今回注目を集めた議題であった。

10. 新ワークアイテムの設定

今回のSGで、テクニカルレポート作成を目途とした8件のワークアイテムに合意した。概要を表5に記載する。

11. 今後の会合予定

最終日プレナリーで合意された今後の会合予定の一部を表6に記載する。表に記載したもの以外に、18回のオンラインの会合を11月のラポータ会合及びプレナリー会合までに開催し、ワークアイテムごとの進捗を図る。

■表5. 新設ワークアイテム

課題番号	タイトル	エディター
Q1	Cost accounting for telecommunication operators: guidelines and accounting standards benchmarking	コンゴ
Q1	Cost models for provisioning Satellite Internet Connectivity Services	インド
Q1	The Role of weighted average cost of capital (WACC) in regulatory decisions	オマーン
Q3	Re-Evaluating Cost-Based Tariff Assessment in Telecom	インド
Q3	Prepaid telephone credits: economic and accounting considerations for market regulation and transparency	コンゴ
Q6	Economic and regulatory aspects of optical fibre platform sharing in the maritime zone	コンゴ
Q10	Investigating anti-competitive practices in telecommunications sector	ヨルダン
Q13	Cost-Benefit Analysis of Adopting Artificial Intelligence in Telecommunications/ICTs	チャイナテレコム、ZTE

■表6. 今後の会合予定

会合	開催場所/形式	開催日
SG3RG-AFR Regional Group for Africa	(TBC)	Jan/Feb 2026 (TBC)
SG3RG-AO Regional Group for Asia and Oceania	New Delhi, India	10-12 Sept 2025
SG3RG-ARB Regional Group for Arab Region	(TBC)	mid-February 2026 (TBC)
SG3RG-LAC Regional Group for Latin America and the Caribbean	Montevideo, Uruguay	8-9 October 2025
Rapporteur Group Meetings (RGMs) + 1 Day SG3 PLEN	Geneva, Switzerland	RGMs: 3-6 November 2025 PLEN: 7 November 2025
SG3 2026	Geneva, Switzerland	12-21 May 2026

・5-9月まで開催される各ラポータグループのオンライン会合の予定は省略